

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240306	有限会社宇部相互タクシー(法人番号2250002004245) 代表者 縄田素彦	山口県宇部市西本町2丁目4番20号	本店営業所	山口県宇部市西本町2丁目4番20号	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年7月21日及び同年8月23日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第3項及び第4項)、(2)乗務員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	3	3